

医療機関における 麻薬等の取扱い上の留意点について②

先に 医療機関における麻薬等の取扱い上の留意点について① をご覧ください。

東京都 福祉保健局 健康安全部
薬務課 麻薬対策担当

目次

1 事故

2 廃棄

3 免許

4 譲渡・譲受

5 保管

6 麻薬処方箋

7 麻薬帳簿

8 携帯輸入

9 麻薬管理者の届出(年間届)

10 法改正について

6 麻薬処方箋

適用条文

◆麻薬及び向精神薬取締法◆

【第27条第1項、第6項】麻薬処方箋

- 麻薬施用者でなければ、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方箋を交付してはならない。
- 麻薬施用者は、麻薬を記載した処方箋を交付するときは、その処方箋に、患者の氏名、麻薬の品名、分量、用法用量、自己の氏名、免許証の番号その他厚生労働省令で定める事項を記載して、記名押印又は署名をしなければならない。

麻薬処方箋の記載事項

- ① 患者の氏名、年齢(生年月日でも可)
- ★ ② 患者の住所
- ③ 麻薬の品名、分量、用法用量
- ④ 麻薬施用者の記名押印又は署名
- ★ ⑤ 処方箋の使用期間
- ⑥ 処方箋の発行年月日
- ⑦ 麻薬施用者免許番号 ※免許を継続すると番号が変わることがあるので注意!
- ★ ⑧ 麻薬診療施設の名称、所在地

★ マークは、院内処方箋の場合に記載を省略できる事項

記名押印と署名の違い

- 記名押印

薬務 太郎



記名された氏名の
横に押印

記名はスタンプ、印字等手段を
問いません

- 署名

薬務 太郎

本人が自筆で氏名を
手書き

麻薬処方箋に関する事例

麻薬施用者免許の継続手続き後、免許番号が変わったことに気付かず、古い免許番号を記載された院外麻薬処方箋を患者に交付してしまった。

麻薬処方箋の記載不備

- 免許番号は継続時に変わることがある。
→電子カルテシステムで麻薬処方箋が自動印字される場合には、特に注意が必要！
- 麻薬施用者免許の継続手続き後は、免許番号を再確認しておく。

7 麻薬帳簿

適用条文

◆麻薬及び向精神薬取締法◆

【第39条第1項】帳簿

- ・麻薬管理者は、麻薬診療施設に帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。
- ①当該麻薬診療施設の開設者が譲り受け、又は廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日
 - ② 当該麻薬診療施設の開設者が譲り渡した麻薬（施用のため 交付したコデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びにこれらの塩類を除く。）の品名及び数量並びにその年月日
 - ③ 当該麻薬診療施設で施用した麻薬（コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びにこれらの塩類を除く。）の品名及び数量並びにその年月日
 - ④ 第35条第1項の規定により届け出た麻薬（事故麻薬）の品名及び数量

麻薬帳簿の記載事項

当該麻薬診療施設で...

- ①開設者が譲り受けた麻薬
- ②開設者が廃棄した麻薬
- ③開設者が譲り渡した麻薬
- ④施用した麻薬

- ⑤麻薬事故届により届け出た麻薬

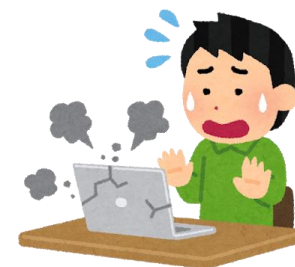
品名、数量、その年月日

品名、数量、事故年月日
(届出日は備考欄に記載)

麻薬帳簿の記載注意事項

- 品名、剤型、濃度別に口座を設けて記載
- 着脱式帳簿の場合は、ページ番号が必要
- ボールペン等の字が消えない筆記具を使用
- 記載内容の訂正は、二本線等により抹消し、訂正した箇所に訂正者（麻薬管理者）の訂正印を押印（修正液等を使用しない）
- 原則として、譲り受け・施用（又は交付）の都度記載
- 定期的に帳簿残高と在庫現品を確認
- コンピュータ処理の場合、出力した印刷物を帳簿とみなす
（原本性の確保のため、麻薬管理者の押印等があるのが望ましい）

データ改ざん・破損防止対策を講じてください
（例：パスワードの設定、定期的なバックアップ）



麻薬帳簿の記載例

IV 麻薬帳簿記載例

(帳簿の様式はP 29 [資料IV-1]参照)

1 受入(麻薬卸売業者からの購入)と払出(施用又は施用のための交付)

品名		デュロテップMTパッチ2.1mg		単位	枚
年月日	受入	払出	残量	備考	
28.10.17	15		15	丸都薬品練馬支店 J1-2345~7 *1	
28.10.18		7	8	○野 ○子 *2	
28.10.20	5		13	メトロ薬品練馬支店 J1-2398 H28.10.21納品 *3	

- *1 受入れの際は、購入先の麻薬卸売業者の氏名又は名称及び購入した麻薬の製品番号を備考欄に記載してください。
- *2 注射剤は、患者への施用日を払出日としてください。注射剤以外の錠剤、散剤、水剤、坐剤、貼付剤等は、調剤日を払出日としてください。
また、患者氏名又はカルテ番号を備考欄に記載してください。
- *3 受入年月日は、麻薬卸売業者が作成した麻薬譲渡証に記載された年月日を記載してください。麻薬譲渡証と麻薬の到着年月日が異なるときは、麻薬譲渡証の日付を受入年月日とし、備考欄に実際の到着年月日を記載してください。

2 注射剤の払出(施用)と施用残液の処理

(1) アンブル製剤の場合

品名		モルヒネ塩酸塩注射液10mg		単位	A
年月日	受入	払出	残量	備考	
28.10.1			16	前帳簿から繰越し	
28.10.3		3	13	△沢 △麗 0.5ml廃棄 立会者 鈴木○子	
28.10.4		1	12	×山×英 1.0ml廃棄 立会者 鈴木○子	

[資料IV-1]
麻薬帳簿

品名				単位	容量
年月日	譲受数量	払出数量	残量	備考	
				患者氏名又は譲受先及び製品番号	

麻薬帳簿の記載のポイント①

- 「受入」の年月日は麻薬譲渡証に記載された年月日を記載。
(麻薬到着年月日と異なる場合は、備考欄に到着年月日を記載)
- 払出し時には、備考欄に患者氏名又はカルテ番号を記載。
- 施用残液を廃棄した場合は、その廃棄数量(mL)、廃棄に立会った者の氏名を備考欄に記載。
- 調剤済麻薬を廃棄した場合は、調剤済麻薬廃棄届を提出した旨及び届出日を備考欄に記載。
- フェンタニル経皮吸収型製剤を、慢性疼痛の患者に払い出した場合、①「慢」「マ」「※」等の記号を付ける②色を変える等の方法により、慢性疼痛の患者に払い出したことが分かるように備考欄に記載。

麻薬帳簿の記載のポイント②

〈患者等から返却された麻薬〉

- 元帳簿に記載する場合は、括弧書き、色を変える、記号を付けるなどして、麻薬卸売業者から購入した麻薬と区別する。
- 必要に応じて、廃棄簿を使用する。
- 注射剤の規格・数量等は、得られた範囲で情報を記載する。

8 携帯輸入

適用条文

◆麻薬及び向精神薬取締法◆

【第13条第1項】輸入

- 麻薬輸入業者でなければ、麻薬を輸入してはならない。
ただし、本邦に入国する者が、厚生労働大臣の許可を受けて、自己の疾病の治療の目的で携帯して輸入する場合は、この限りでない。

【第17条】輸出

- 麻薬輸出業者でなければ、麻薬を輸出してはならない。
ただし、本邦から出国する者が、厚生労働大臣の許可を受けて、自己の疾病の治療の目的で携帯して輸出する場合は、この限りでない。

麻薬の携帯輸出(輸入)許可

自己疾病の治療のため麻薬を服用する必要のある患者が出国したり、海外の病院で処方された麻薬を所持して帰国(入国)する場合には、「麻薬携帯輸入(輸出)許可申請書」により申請し、厚生労働大臣の許可を受ければ、麻薬を携帯して出入国できる。

問い合わせ先:厚生労働省関東信越厚生局麻薬取締部
03-3512-8691(直通)

- 海外から入国した患者(日本国籍、外国籍を問わず)が麻薬を所持していた場合、「麻薬携帯輸入許可」を受けているか必ず確認。
- 患者が麻薬を所持して出国する場合には、許可が必要。
- 渡航先の法規制の確認も必要!

9 麻薬管理者の届出(年間届)

年間届

◆麻薬及び向精神薬取締法◆

【第48条】麻薬管理者の届出

- ・麻薬管理者は、毎年11月30日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- ① 前年の10月1日に当該麻薬診療施設の開設者が所有していた麻薬の品名及び数量
- ② 前年の10月1日からその年の9月30日までの間に当該麻薬診療施設の開設者が譲り受けた麻薬及び同期間内に当該麻薬診療施設で施用し、又は施用のため交付した麻薬の品名及び数量
- ③ その年の9月30日に当該麻薬診療施設の開設者が所有した麻薬の品名及び数量

年間届の記載上の注意事項

- 譲渡証、帳簿、実在庫数量を確認して作成し、一致を確認すること。
- 麻薬処方箋の交付のみで、麻薬を**所有していない場合も届出必要。**
(「所有なし」と記載) ※表内に記載してあれば記載場所は問わない。
- **調剤済麻薬廃棄届により廃棄した数量は記載不要。**
- 麻薬廃棄届により廃棄した数量、麻薬事故届により届け出た麻薬数量、帳簿訂正により処理した数量は**備考欄に記載。**
- **麻薬譲渡許可により譲渡した麻薬は、譲渡した数量、麻薬譲渡許可の旨、譲渡先を記載する。**
- 入院患者に処方した麻薬で調剤所等に戻した後、再利用される麻薬がある場合は2行使用し、譲受麻薬数量欄に()書きで記載。
- 年間届提出後、**誤りがあった場合は年間届訂正願(手引きP.58)を届出。**

年間届記載例①

品名	区分 単位	H29.10.1現在 麻薬所有数量 ①	H29.10.1からH30.9.30までの譲 受及び施用麻薬		H30.9.30現在 麻薬所有数量 ⑤	備考 ④
			譲受麻薬数量 ②	施用又は施用 のため交付した 数量 ③		
モルヒネ塩酸塩注射 液10mg	A	90	10	80	10	10A 麻薬譲渡許可 丸都製薬(株)へ譲渡
デュロテップMTパッ チ4.2mg	枚	150	600	687	96	2枚廃棄
			(35)			
アヘンチンキ	mL	7.0	25.0	24.5	7.0	帳簿訂正-0.5mL

Point !

①+②-③-④(備考欄のマイナス分)=⑤ でチェック!

年間届記載例②

平成 28 年 麻 薬 管 理 者 の 届

東京都知事殿

平成 年 月 日

免許証の番号 第 号 氏名 印

麻薬業務所の所在地 東京都 地区

麻薬業務所の名称 電話 (分類)

区 分 品 名	平成27年10月1日	平成27年10月1日から平成28年9月30日 までの届受及び施用麻薬		平成28年9月30日	備 考
	現在麻薬所有数量	届受麻薬数量	施用又は施用の ため交付した数量	現在麻薬所有数量	

「所有なし」 ←

※記載する前に裏面の記載上の注意をお読みください。
 御不明な点がございましたら、薬務課麻薬対策担当（03-5320-4505）までお問い合わせください。
 ※記載欄が足りない場合は、あらかじめこの用紙を複写し、御使用ください。
 ※必要事項を記入、押印の上、コピーをとって「控え」として保管してください。
 ※提出期間 平成28年10月1日から平成28年11月30日まで
 ※提出先 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
 東京都福祉保健局 健康安全部 薬務課 薬事免許担当
 （郵送の場合は、簡易書留にてお送り下さい。）

- 譲渡証、帳簿、実在庫数量とを確認して作成
→一致すること。
- 麻薬処方箋の交付のみで、麻薬を所有していない場合も届出必要（「所有なし」と記載）

10 法改正について

覚醒剤取締法の改正について

【改正のポイント】

医療用麻薬と同様に、患者による携帯輸出入や調剤済みの医薬品である覚醒剤原料の医療機関・薬局における取扱い等について見直された。

【覚醒剤原料について】

覚醒剤原料として、法律で8物質（エフェドリン（10%以下を除く）等）、政令で4物質（セレギニン等）の計12物質が指定されている。

【法施行日】

令和2年4月1日

覚醒剤取締法の改正内容

- 全ての条文において「覚せい剤」が「覚醒剤」に改正 ⇒ 各種届出、譲渡証・譲受証が改正
- 厚生労働大臣の許可を受けた場合、自己の疾病の治療目的で、医薬品である覚醒剤原料の携帯輸出入が可能
- 患者に調剤・交付された医薬品である覚醒剤原料について、医療機関等で譲受可能*とし、医療機関等で譲受した際の「譲受の届」の規定が新設

(*医療機関は、自らが譲渡(交付)した医薬品である覚醒剤原料に限る。)

覚醒剤取締法の改正内容

- 調剤済みの医薬品である覚醒剤原料の廃棄届の規定が新設
- 医薬品である覚醒剤原料に関する帳簿を備え、必要事項の記録が義務化

法施行日：令和2年4月1日

麻薬取扱いの手引き

- 麻薬の管理については、
麻薬取扱いの手引—病院・診療所・飼育動物診療施設—
を確認してください。
- 最新版のダウンロードは、

東京都 麻薬取扱い 病院



で検索



- URL
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/kenkou/iyaku/sonota/toriatsukai/tebiki/homayaku.html>

- 迷ったらまずは手引きの確認、それでも解決しない場合は薬務課へご連絡ください。

《 一般的な事項 》 麻薬対策担当 (03-5320-4505)

《 申請・届出関係 》 薬事免許担当 (03-5320-4503)

今後も、麻薬、向精神薬、覚醒剤原料の適正管理を
よろしくお願いいたします。